

令和3年11月定例会 文教厚生委員会

令和3年12月14日（火）

〔委員会の概要 保健福祉部関係〕

大塚委員長

ただいまから，文教厚生委員会を開会いたします。（11時04分）

直ちに，議事に入ります。

これより，保健福祉部関係の調査を行います。

この際，保健福祉部関係の追加提出予定議案について理事者側から説明を願うとともに，報告事項があればこれを受けることといたします。

【追加提出予定議案】（説明資料（その2））

- 議案第18号 令和3年度徳島県一般会計補正予算（第12号）

【報告事項】

- 生活福祉資金特例貸付の実施状況について（資料1）
- オミクロン株の濃厚接触者の確認について

伊藤保健福祉部長

16日の本会議に追加提出を予定しております保健福祉部関係の案件につきまして，御説明申し上げます。

お手元に御配付の文教厚生委員会説明資料（その2）の1ページを御覧ください。

一般会計予算の歳入歳出予算総括表でございます。

表の最下段，左から3列目の補正額欄に記載のとおり合計で43億811万1,000円の増額補正をお願いしており，補正後の予算額は合計で1,093億4,702万1,000円となっております。

財源につきましては，財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続く2ページから10ページまでは，補正予算に係る課別主要事項説明でございます。

2ページを御覧ください。

保健福祉政策課でございます。

社会福祉総務費の摘要欄①生活福祉等対策費1億4,899万8,000円は，生活福祉資金貸付金において，新型コロナの影響に伴う特例貸付の申請期限が今年度末まで延長されたことから貸付原資等を積み増すものです。

3ページを御覧ください。

国保・自立支援課でございます。

社会福祉総務費の摘要欄①のア，新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業費1,800万円は，6月補正予算により県が実施する町村分の支援金において，申請期限が今年度末まで延長されたことなどから所要額を増額するものでございます。

イ，福祉灯油購入費助成事業費6,300万円は，原油価格の急激な高騰により特に大きな影響を受ける生活困窮世帯に対し灯油の購入費助成を実施する市町村を対象に経費の補助

を行うものです。

4 ページを御覧ください。

医療政策課でございます。

医務費の摘要欄①のア、（ア）救急・周産期・小児医療機関の感染拡大防止等支援事業3億2,500万円は、救急・周産期・小児医療機関において感染疑い患者の診療に必要な機器、衛生用品等の整備支援に係る経費でございます。

5 ページを御覧ください。

健康づくり課でございます。

精神衛生費の摘要欄①のア、（ア）障がい福祉サービス事業所等における感染防止対策支援事業68万7,000円は、障がい福祉サービス事業所等において感染防止対策を継続するために必要となる衛生用品購入等のかかり増し経費を支援するものでございます。

この事業につきましては、障がい福祉課におきましても、同じく補正をお願いしております。

6 ページを御覧ください。

感染症対策課でございます。

予防費の摘要欄①のア、HPVワクチン「キャッチアップ接種」促進モデル事業費1,500万円は、平成25年の積極的接種勧奨の差し控えにより子宮頸がんワクチンを接種できなかった年代に対し、この11月、国において、来年度から積極的勧奨の再開をし、併せてワクチン接種ができなかった年代へのキャッチアップ接種を実施することが決定されたことから、全国に先駆け、現在17歳から24歳の女性を対象に自己負担なしで接種が受けられるよう体制を構築するものでございます。

7 ページを御覧ください。

ワクチン・入院調整課でございます。

予防費の摘要欄①のア、感染症予防事業費14億6,000万円は、ワクチン接種の着実な推進に向け、県主導の大規模集団接種の再開をはじめ、個別接種を行う医療機関や職域接種を行う企業や大学等への支援を前回接種時と同様に実施するとともに、ワクチン接種証明や陰性証明に対応したスマートフォンアプリを導入し、県民の皆様に無償提供するための経費でございます。

医務費の摘要欄①のア、（ア）医療機器等設備整備事業2億円は、入院受入医療機関において、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるために必要となる医療機器等の整備支援に係る経費でございます。

8 ページを御覧ください。

薬務課でございます。

薬務費の摘要欄①のア、（ア）ワクチン・検査パッケージ等検査促進事業19億4,000万円は、健康上の理由等でワクチン接種を受けられない無症状の方を対象に、ワクチン・検査パッケージ制度に必要な検査の無料化や、感染拡大傾向が見られ知事が特措法に基づく受検要請を発出した場合に無症状の方への検査の無料化に係る経費でございます。

9 ページを御覧ください。

長寿いきがい課でございます。

老人福祉費の摘要欄①のア、介護サービス事業所等における感染防止対策支援事業

6,436万5,000円は、先ほどの健康づくり課と同様、介護サービス事業所等において、感染防止対策を継続するため必要となる衛生用品購入等のかかり増し経費を支援するものでございます。

10ページを御覧ください。

障がい福祉課でございます。

障がい者福祉費の摘要欄①のア、（ア）障がい福祉サービス事業所等における感染防止対策支援事業869万6,000円は、健康づくり課と同様に、障がい福祉サービス事業所等において、感染防止対策を継続するため必要となる衛生用品購入等のかかり増し経費を支援するものでございます。

11ページを御覧ください。

繰越明許費でございます。

感染症対策課の感染症予防費では、HPVワクチンのキャッチアップ接種に要する経費として1,000万円、ワクチン・入院調整課の感染症予防費では、県主導の大規模集団接種等に要する経費として12億円をそれぞれ繰り越すこととしております。

提出予定案件の説明は、以上でございます。

続きまして、2点、御報告させていただきます。

資料1を御覧ください。

生活福祉資金特例貸付の実施状況についてでございます。

当該特例貸付については、新型コロナウイルス感染症の影響による国の緊急対応策として令和2年3月から開始以降、これまで緊急小口資金及び総合支援資金の2種類の貸付けの運用を行っております。この度、統計的な資料として、令和3年9月末までの貸付金の実績等や貸付不承認の状況について取りまとめました。

まず、貸付金の実績等では、緊急小口資金と総合支援資金を合わせた貸付金額総額が29億1,401万2,000円、次に申請数は1万2,829件、貸付承認数は9,483件、貸付不承認数は3,287件となっております。

2ページを御覧ください。

貸付不承認の状況につきましては、不承認の理由として、虚偽の申請や暴言・粗暴行為等によるものや、減収理由や利用用途によるものが増えており、特に虚偽の申請や暴言・粗暴行為等によるものについては、令和3年度に入り増加している状況であります。

続いて2点目といたしまして、資料はございませんが、オミクロン株の濃厚接触者の確認についてでございます。

先週の金曜日、12月10日、厚生労働省から新型コロナウイルス、オミクロン株への感染が確認された陽性者8名が公表されましたが、その日の夜、厚生労働省から本県に連絡が入り、その陽性者8名のうち、12月5日に関西国際空港に到着した飛行機で入国された1名の方と同じ便に搭乗されていたことを理由に濃厚接触者と認定された4名の方が本県の在住者であることが確認されました。

本県においては、速やかに保健所から本人に連絡を行い、4名全員の方につきましては既に宿泊療養施設へ入所されております。また、現在いずれの方も症状はなく、入所後にPCR検査を受検していただき陰性が確認されているところでございます。

今後は、宿泊療養施設において、2日に1度のPCR検査と12月19日までの間、健康観

察を行う予定としております。

報告は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

大塚委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑につきましては、追加提出予定議案に関連する質疑にとどめたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、先ほど開会された議会運営委員会において、追加提出予定議案については本日の委員会で十分審議の上、16日の本会議においては委員会付託を省略して議決することが決定いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

岡田委員

先ほど説明にありました説明資料（その2）の6ページの感染症予防費というところで、新規事業のHPVワクチン「キャッチアップ接種」促進モデル事業費というところで1,500万円の予算が計上されているんですけども、先ほどの説明によりますと、子宮頸がんワクチンの接種ということでキャッチアップ接種をされるということなんですけれども、この事業についてどういう内容なのか教えていただけますか。

梅田感染症対策課長

ただいま岡田委員のほうから、HPVワクチンキャッチアップ接種促進モデル事業の内容について御質問がございました。

まず、キャッチアップということにつきまして、これは追い付くこと、遅れを取り戻すことと訳されておりまして、様々な理由によりまして必要な回数の接種がなされていない場合に追加接種を行うことをキャッチアップ接種というふうにされております。

特に先ほど説明にもありましたように、平成25年のHPVワクチン定期予防接種の積極的接種勧奨の差し控えによりまして、接種できなかった年代が生じておりまして、こうした年代に対するキャッチアップ接種につきまして、今年11月、国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会におきまして、来年度からHPVワクチンの定期予防接種の積極的接種勧奨の再開とともに、そのキャッチアップ接種の実施が了承されております。

こうしたことから、本県におきましても全国に先駆けて現在17歳から24歳の女性を対象に、積極的接種勧奨が差し控えられたことによりまして、定期予防接種といたしまして、自己負担なくHPVワクチンを接種する機会を逃した女性の方たちがワクチン接種を希望した場合に円滑に接種を受けられると、そういった形でワクチン接種に必要な費用の支援を行う事業といたしまして1,500万円を計上しているといった状況でございます。

岡田委員

さきの付託委員会でも、その子宮頸がんワクチンの話を質問させていただいていたんですけども、キャッチアップというところで、本来ならば受けるべき世代のときに、先ほ

ど説明いただいたように接種する機会を逃してしまった方たちを対象にというようなお話だったんですけれども、対象者は今言っていた17歳から24歳というようなお話だったんですけれども、具体的な事業内容として、その方たちは多分県内にいらっしゃる方もおられる可能性もあるし、今言った中学生から高校生ぐらいの対象年齢のときには徳島県内で過ごされていても、その逃した方たちは既に徳島県外にいらっしゃる可能性もあると思うんです。具体的に対象者や対象になるワクチンについて、どのように考えられているんでしょうか。

梅田感染症対策課長

ただいま岡田委員のほうから、対象者等につきましての御質問がございました。

まず、対象者といたしましては、先ほど来から御説明させていただいている17歳から24歳の女性ということでございます。具体的には平成9年4月2日から平成17年4月1日までの女性ということで考えております。

あと、キャッチアップ接種の対象とするワクチンでございますけれども、定期予防接種対象者との公平性の観点から、現在、定期予防接種と認められている2価ワクチン、4価ワクチンを基本としながらも、さきの文教厚生委員会のほうでも話がありました9価ワクチンということで、その9価ワクチンの定期予防接種の是非ということで、現在、国のほうでも議論がなされている状況でございます。

こういうふうな状況もありますので、今月にも設置されますHPVワクチン接種推進協議会におきまして、有識者の先生方に御意見を賜りながら、この9価ワクチンを対象とするかどうかについても議論してまいりたいというふうに考えております。

あと、対象者の要件でございますけれども、まず17歳から24歳ということになりますと、大学生の方が必然的に多くなるということが予想されます。そういったことから、現時点におきまして、接種対象者の居所要件につきましては、住民票の有無にかかわらず県内在住の方というふうに考えておりますけれども、この点につきましてもHPVワクチン接種推進協議会のほうで議論してまいりたいと考えております。

岡田委員

ありがとうございます。

まず、文教厚生委員会でも新しい9価ワクチンが開発されたので、そのワクチンをもって予防率が90パーセントに上がるということだったので、そのワクチンを接種するから、今またワクチン接種の安全性が確保できたという理由で議論されているというところを踏まえて、今後の議論の行く末を見据えてということですので、そのことも含めて9価ワクチンに対応することも是非検討していただくようお願いしたいと思います。

それと、当然その対象になっていたときには高校生で徳島県内在住だった方たちもいらっしゃると思うんですけれども、今その方たちが就職なり大学なりで県外に行って住民票を移していると、対象にならないということなんじゃないでしょうか。

梅田感染症対策課長

現在につきましては、先ほど御説明させていただきましたように、県内在住というふう

に考えているんですけれども、そういった点につきましても、先ほど来からお話させていただいております推進協議会のほうで議論してまいりたいと考えております。

岡田委員

是非そのあたりも、高校生時代に徳島で過ごしていた時にチャンスを逃していた学生さん達こそフォローアップしてキャッチアップしていただいて、県外在住であっても徳島県でチャンスを逃しているということに変わりはないですので、是非キャッチアップの対象になれるように検討いただきたいとお願いしておきたいと思います。

また、この事業の方法について、どこで接種できるのかという具体的なことをお伺いさせていただきたいんですが、当然県内で接種できるんでしょうけれども、これも付託のときどこでできるんですかというような質問をさせてもらっていたんですが、具体的に県内の全ての医療機関でどこでも受けられるようになっているんですか。

梅田感染症対策課長

ただいま、HPVワクチンの接種につきましては、県内のどこの医療機関でという御質問がございました。

県内におきましては、HPVワクチンの定期予防接種を実施いただいている医療機関が約300か所ございますので、この度のキャッチアップ接種につきましても、この定期予防接種を実施いただいている医療機関のほうに実施いただけるよう御協力を求めてまいりたいというふうに考えております。ですので、300か所程度と考えております。

岡田委員

300か所ということですので、婦人科系のみならず内科などいろんなところで接種ができるということですので、住まわれている最寄りの医療機関なり、又は掛かり付けの医療機関でワクチン接種をしているところだったら接種ができるということで、その利便性はあるのかなというふうには思います。

今回予算が付いているわけなんですけれども、どれぐらいの人数を対象にしてこの1,500万円という予算を算出したのか、その根拠を教えてくださいませんか。

梅田感染症対策課長

事業の積算についてでございます。

現在、本県におけるキャッチアップ対象者、17歳から24歳の女性につきましては約2万人となっております。

あと、令和3年度のHPVワクチンの定期予防接種の接種率でございますけれども、4月から7月までの4か月間で約0.7パーセントとなっている状況でございます。

こういったことから、今回の事業で2万人の約1パーセントとなる200人を見込んでおりまして、HPVワクチンにつきましては、計3回接種いただくというふうになっておりますので、接種回数にしますと計600回分の予算を確保することとしております。

この予防接種に係ります1件当たりの単価につきましては、キャッチアップ接種ということでございますので、現在、任意接種でございまして、各医療機関によって接種に掛か

る費用も異なっている現状がございます。

こういったことから、接種に係りますワクチン代、問診票、接種手技料を合わせまして、それぞれの医療機関におきまして約2万円から2万5,000円を見込んでおりますので、具体的に1件当たりの単価につきましては医療機関によって違うということでございます。最終的な助成金額につきましては、HPVワクチン接種推進協議会において決定してまいりたいと考えております。

岡田委員

この1件当たりの単価というのは3回接種することを言われているんですか。

梅田感染症対策課長

先ほど申しました1件当たりの単価は、1回当たりの単価でございます。

岡田委員

1回当たりの単価ということは、一人にこれ掛ける3回の金額で、今言っていた200人分で今回の予算を計算されているということです。当然、任意の方のワクチン接種になりますので、希望する方が多かった場合はまたそのときに対応される予定はあるんですか。

梅田感染症対策課長

今後の見通しにつきましては、一応県といたしましては、来年度からこのキャッチアップ接種ということで国が進める方向であるという状況もございますが、それに先駆けてということで本県は実施してまいりますので、そのあたりについても今後いろいろ検討してまいりたいと考えております。

岡田委員

今回の子宮頸^{けい}がんワクチン接種の積極的勧奨の再開という部分と、今まで打つ機会を逃していたとか、その情報がなかったから打てなかったという方のキャッチアップ接種というフォローしてくれる部分の情報提供について、どのように考えられていますか。

なかなか知らなかったということで、その機会を逃すということになると、この子宮頸^{けい}がんワクチンは命に関わってくるがんの予防ということになりますので、受けた方が受けられないというデメリットがないように、きちんと受けたいと思っている方が受けられるように、情報がきちんと届くような方法で情報提供していただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

梅田感染症対策課長

情報提供について御質問をいただきました。

情報提供につきましては、去る11月15日にワクチン分科会のほうにおきまして、接種勧奨の再開キャッチアップ接種実施ということで、承認されたということがございます。

こういったことを踏まえまして、本県においてはいち早く周知、啓発のための準備が必要だということでございますので、既存の予算を活用いたしまして動画作成等に取り組ん

でいるところでございます。

あと、HPVワクチンの安全性につきましては、特段の懸念が認められないというふうなこともありますけれど、これから接種を受けられる方につきましては、不安を抱えられていらっしゃる方も多数いらっしゃるかと思いますので、やはりワクチンの有効性、安全性につきまして、若い世代の方々やその保護者の方々にも目にしてもらえるような形で、動画の作成、SNSの発信、あとリーフレットを配布したりシンポジウムの開催、そういったことを速やかに行ってまいりたいと考えております。

あと、相談体制ということでございます。そういったことにつきましても必要と考えておりますので、接種に関する不安を取り除くため引き続き、当課であつたり教育委員会に相談窓口を設置して十分対応するとともに、今後の接種後の副反応に関することにつきましては、接種を受けた医療機関や徳島大学病院においてもきめ細やかな相談対策を構築していただけるように、関係者の方々と合意形成を図りながら周知に努めてまいりたいと考えております。

岡田委員

是非そのように進めていただきまして、安心してワクチンを打てる環境をまず整えていただくということを第一にお願いしたいと思います。

先ほども言いましたが、子宮頸がんワクチンが唯一ワクチン接種でがんを予防できるというワクチンでございます。ただし、ワクチンを打つ効果と副反応というところがかつて問題になっていたところがあって、先ほど課長の説明にもありましたけれども、不安に感じられている方がたくさんいるのも事実ですので、その不安を抱えながら接種を進めるというのではなくて、不安を取り除いていただいて接種していただけるという、それはその方の判断によりますので、正しい情報と相談体制を今も整えていただけるということでしたので相談できる窓口、そしてまた、いろんな情報を加味しながら御本人又は御家族の方が接種する、しないという選択ができるような、是非そういうふうな広報に努めていただけますようお願いしたいと思います。

そして、何よりも不安を抱えている方たちの不安を取り除くということが一番だと思います。それともう一つは、9価ワクチンにつきましても、予防率が90パーセントと聞くと絶対にそっちのほうがいいと思ったのは私だけではないと思います。ただ、それについての接種の推進については今後協議されるというお話ですので、是非そのことも含めて助成対象になるような働き掛けを県としてもしていただければなと要望して終わります。

岡委員

資料で出していただいています生活福祉資金の特例貸付の実施状況について何点かお伺いしたいんですが、確かこの貸付けについての報告等は今までなかったと思うんですが、今回なぜ報告していただけるようになったのか、その経緯について少し教えていただきたいと思います。

蛭原保健福祉政策課長

ただいま岡委員から、報告の経緯について御質問を頂きました。

生活福祉資金特例貸付につきましては、運用開始から1年9か月が経過しております。貸付件数も緊急小口資金、総合支援資金を合わせて9月末現在で1万件近くとなっており、新型コロナウイルス感染症による収入減少世帯の支援に寄与しているところでございます。

今回、緊急小口資金及び総合支援資金の初回・再貸付の貸付期間の再延長が決定されたところでございまして、県内においても引き続き需要が見込まれることから、今回の貸付機関延長を契機にこれまでの状況を報告するものでございます。

岡委員

延長にもなったし、1回集計して報告をしておこうという認識でよろしいですね。

（「はい」と言う者あり）

はい、分かりました。

それでは、資料の中でもう何点かお聞きさせていただきたいと思うんですけども、まずは、制度開始から1年9か月が経過したということなんですけれども、この間の申請数や承認数というのが、どのように推移してきたのかを教えていただきたいと思います。

蛭原保健福祉政策課長

ただいま、申請数や承認数の推移について御質問を頂いております。

制度開始以降の実績について、令和2年度上半期、令和2年度下半期、令和3年度上半期で整理しますと、申請数は令和2年度上半期は7,113件、令和2年度下半期が3,031件、令和3年度上半期が2,065件でありまして、期間が後になるほど申請件数は減少しておりますが、直近令和3年度においても半期で2,685件という非常に多い申請数になっております。

次に承認数につきましては、令和2年度上半期は5,423件、令和2年度下半期は1,952件、令和3年度上半期は2,108件でありまして、貸付開始の初期が一番多いという状況ではございますが、直近でも2,000件を超える世帯が貸付けを受けており、まだまだ新型コロナウイルス感染症の影響が色濃く残っているのではないかと現状になっております。

岡委員

申請数も少なくはなってきたものの、まだまだ大変な方はたくさんいらっしゃるというような認識で私も思っておりますので、今回こういうようなデータを出していただいたということは非常に有意義なことかなと思います。

状況は分かりましたので、さらに、今回は不承認の理由の例示とか件数というのが記載されておるんですけども、これは確か以前の委員会でもいろいろ議論があったと思うんですが、理由の開示を行うというような趣旨なのかどうなのか、お聞きしておきたいと思っております。

蛭原保健福祉政策課長

ただいま、理由の開示を行う趣旨かどうかという御質問を頂いております。

生活福祉資金特例貸付におきます個人の申請に係る不承認理由につきましては、申請時の借入申込書で不承認となった場合、理由を開示しないことに同意を頂いておると、また審査に当たりましては、申請者や関係機関から得た情報につきましては専ら内部の利用に供するために収集しまして、外部の者には開示することは予定されておらず、開示により個人のプライバシーの侵害が生じるおそれや関係機関から今後必要な情報が得られなくなるおそれもありまして、今後の審査にも重大な支障を来すことなどから、これまでどおり個人の申請に係る不承認の理由の開示は困難であるという考え方に変更はございません。

しかしながら、まだまだ貸付けの需要が見込まれる中、今回の制度延長を契機にこれまでの状況を県民の皆様に理解していただくため、個人の情報開示には当たらない範囲で統計的な情報を公表することとしたものでございます。

岡委員

細かい情報、理由を開示しないということは当然のことと思いますし、今回の場合は個人の情報開示には当たらないということで、確かに資料を見ても非常に大枠でこのような理由ですというような形でまとめていらっしゃるの、非常にいいのではないかなと思っております。

統計的な情報の公表ということなんで、今回出してくれたデータから分かる傾向についてちょっとお伺いしたいのですけれども、不承認の理由についてはどのような傾向を示しているとお考えになっているのか、教えていただきたいと思います。

蛸原保健福祉政策課長

ただいま、不承認の理由の傾向について御質問を頂いております。

生活福祉資金特例貸付における不承認理由につきましては、報告資料に記載してありますように、大きく分類して減収理由や利用用途によるもの、生活保護を利用予定等によるもの、虚偽の申請や暴言・粗暴行為等によるもの、他の世帯員の利用や生活福祉資金貸付時の実績によるもの、決定後行方不明等によるものに整理しております。

割合としましては、虚偽の申請や暴言・粗暴行為等によるものが一番多く、全体の約42パーセント程度を占めます。次いで、減収理由や利用用途によるものが約25.5パーセント、次に生活保護を利用予定等であるもの、他の世帯員の利用や生活福祉資金貸付時の実績によるものが続きます。

なお、3期に分けた傾向としましては、虚偽の申請や暴言・粗暴行為によるものの割合が令和3年度に入り増加し、一方で、生活保護利用予定によるものや、他の世帯員の利用や生活福祉資金の実績によるもの、決定後行方不明等については、割合が減少しているという状況でございます。

岡委員

不承認の理由となるものは、一番多いのが虚偽の申請とか、暴言・粗暴行為は話にならないと思うのですが、その他の御説明を聞いて大体の傾向は分かったのですけれども、もう少しちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

分類されている理由の中で、例えば減収理由や利用用途によるものというのであれば具

体的にどのような内容があったのか、お答えできる範囲でお願いしたいと思います。

蛸原保健福祉政策課長

ただいま、具体的な内容、答えられる範囲でということで、御質問を頂いております。

まず、減収理由や利用用途によるものの具体的な内容としては、減収していない、それからコロナによる減収でない、あと再々説明するもこれは事業資金として借りるんだと、こういうふうに言い張る方等がございます。

次に、生活保護等を利用予定によるものにつきましては、生活保護申請済みで審査結果待ちの段階で貸付けの申請を行っておるというふうな状況がございます。また、生活保護を受けておられた方の申請もあるようでございます。

次に、虚偽の申請や暴言・粗暴行為等によるものにつきましては、居住実態や勤務先が実際に行ってみたら全然違う、実際と異なる、それから総合支援資金の再貸付申請時の聞き取りの際に、総合支援資金の初回、延長時の申請内容が虚偽であったというのが判明した場合、あと机をたたく、蹴るなどの威圧的行為、判断能力がちょっと不十分な方というのが該当してきます。

また、他の世帯員の利用や生活福祉金貸付時の実績によるものにつきましては、他の世帯員へ貸付け決定済み、それと他県で貸付決定を受けているのに本県で申請、過去に福祉資金を借りたものの返済せずに長期間行方不明であった方とかが該当してきます。

最後に、決定後行方不明等によるものにつきましては、通知文を発送しても宛先不明で返送されてくる、現地確認を行うのですけれども申請者が不明、本人に貸付けを受ける意思がないけれどその家族が貸してもらえというふうな本人に意思がないという形、加えて、貸付けの書類のやり取りの中で、どうしても契約的なものになりますので氏名の漢字が簡単な旧字体で本当の字に直してくれない、住民票などの必要となる書類が提出されないというふうなこととなっておりまして、制度上明らかに貸付要件の対象外になるんじゃないのかなというケースが非常に多い状況となっております。

岡委員

やはり五つくらいに分けて聞くと、ざっくりと言われたら分からない部分も、それが全てのケースではないと思うのですけれども、状況はよく分かりました。

今聞いた具体例以外でも、制度上明らかに対象でないものが恐らく非常に多いんだろうと、不承認を受けたものに関しては当然多いんだろうと思いますし、私自身は申請を受け付けている社協の皆さん方が本当に苦勞されているんだろうなと。無駄なと言ったらあれですけれども、ただでさえ負荷が掛かっているのに、しなくてもいいような苦勞をされているようなところがあると思います。

こんな申請というのは、別に頭から受理をしないというような取扱いにしてもいいのではないかなと思うのですけれども、そこについてはどのようにお考えでしょうか。

蛸原保健福祉政策課長

ただいま、申請について受理しないような取扱いでどうかとの御質問を頂いております。

本県におきましては、窓口である市町村社協の申請時に、明らかに貸付要件対象外となる申請につきましても、本人から審査してほしいという御希望がある場合は拒むことがなく受付を行っているところでございます。また、一度不承認となった方からの再度、再々度の申請につきましても、改めて状況をよくお聞きしまして、本人の希望があれば受付を行うというふうな丁寧な対応に努めております。

このような対応の背景としましては、申請を受ける際には明らかに貸付要件対象外であった場合でも受け付けて、本人の状況をより深く確認することで必要な支援につながるということも想定されます。また、一度不承認になった場合につきましても、再度状況をお聞きする中で収入減少が新たに生じているなど、背景に変化がある場合も考えられます。

他県においては、申請対象にならないものは受け付けない取扱いをしているところもあると聞いておりますが、それではなかなか相談、支援につながらないのではないかとということで、本県では申請者に寄り添った対応、丁寧な対応に努めているところでございます。

岡委員

本当にすばらしい対応なんではないかなと、本当に大変だと思うのですが、よく対応していただいているのではないかと、本当に対応している実際の職員さんたちには感謝を申し上げたいというような気持ちです。

申請を受け付けしないという取扱いではなくて、受付はして、できる限り丁寧に対応するというのを念頭において対応していただいているということはよく分かりました。

ここで、分かる範囲で教えていただきたいのですが、不承認の理由として明らかに対象外となるものが多いというような御報告だったと思うのですが、再度や再々度の申請を受け付けたら、やっぱり再度不承認になるということが多いのではないかなと思います。そこで、不承認の中で明らかに対象外となるものの割合であったり、申請の中で再度や再々度提出をしてきている人の割合が分かるのであればちょっと教えていただきたいと思います。

蛸原保健福祉政策課長

ただいま、対象外となるものの割合や再々度の申請の割合について御質問いただいております。

減収理由が新型コロナに起因していないとか他の世帯が利用済など、明らかに対象外となる件数は全体で3,107件、不承認全体に占める割合は92.9パーセントとなります。

また、再度の申請など重複して申請を行う件数については1,362件、申請全体に占める割合が10.6パーセントということになっております。

このように、希望する全ての申請を受け付けたり、こういう再度、再々度申請を受け付けるということは、どうしても不承認の数というのが多くなることにはなりますが、先ほど御答弁させていただいたように、まずは希望する方の申請を受け付けまして、申請者の方の状況をよく確認することが必要な支援につながるということがございますので、引き続き県社協や市町村社協の皆様と連携しながら、丁寧な対応に務めてまいりたいと考えて

おります。

岡委員

現状はよく分かりました。

特に不承認については様々な考え方があるのでしょうかけれども、本当に多くが貸付対象外、多分ほかの県だったら最初から受付もしてくれないような状況であるにもかかわらず、徳島県ではしっかりと丁寧に対応して必要な支援につなげていこうと前向きに努力をされているということであって、他県と比較しても非常にセーフティーネットとしての機能が十分に果たされているのではないかと思います。

担当職員の皆様もそうですし、社協の皆様もそうですけれども、本当にいろいろと御苦労をお掛けすることになると思うのですが、今後もその思いをしっかりと持って丁寧な対応に努めていただいて、本当に貸付金を必要とする方への支援がしっかりと届くように取り組んでいただきたいということをお願いさせていただいて、終わります。

西沢委員

ちょっと勉強不足で分からない点があるので教えてほしいんですけども、例えば生活保護をもらっていて、個人にいろんな借金がある場合に、生活保護をもらったらその生活保護からそれを返すというようなことはあり得るのでしょうか。ちょっと勉強不足でして、借金に生活保護のお金は使えない、使われないということですか。

金丸国保・自立支援課長

生活保護についての御質問でございます。

生活保護費につきましては幾つかの扶助費という分類がございます。生活扶助費ですとか、医療扶助といった分類がございます。それによって上限額というのがある程度決められています。

西沢委員

金額と違うのです。もう一度言います。個人又は企業がその個人に対していろいろな借金の返済を迫っていると、その時に生活していけないから生活保護をもらおうと。その生活保護をもらった中から借金を返済するということはちょっと私も考えにくい。生活保護というのはどうしようもないからもらうのであって、それから借金を返済するというのはちょっと考えにくいのですけれど、借金返済には回せないということではないのですか。

金丸国保・自立支援課長

生活保護を受給されている方が、借金が返せない際に生活保護を使って借金を返せるのかという御質問でございますけれども、生活保護は飽くまでもその方が生活できる一定水準の収入があるかどうかということでもまず決められます。その中で、基本的にその生活保護費から借金を返すということは想定されていないところではございます。

実際にそういうことが起こっているかどうかということまでは把握しておりませんが、そこまでは想定されていないという状況でございます。

西沢委員

当然ながら、ぎりぎりの生活ということでの生活保護だと思うのですね。今回の生活福祉資金も多分、生活保護の種類的なものだと思うのですけれども、そうなりますと、コロナ禍によってそういう借金をした企業とか個人が、借金をして返さないといけないので生活福祉資金をもらおうと。これも生活保護と同じような考え方だから、借金をそれから返すということは難しいですね。

だから、最初からこれは借金には使えませんとか、そういうことは書いてないんですか。それは個人の判断ですか、どうなんですか。

蛭原保健福祉政策課長

ただいま西沢委員から、最初から借金に使わないとか、そういうのを申請書に書いてないのかという御質問を受けました。

まず、生活福祉資金自体が貸付金なので、借金というふうな形で、借金という言い方は悪いのですけれどもそういう形になってきます。

この貸付けというのは、困窮している生活の立て直しという部分、先ほどの生活保護とちょっとニアリーなところがありますので、借金を返す部分に使うという形で貸し付けるという意図のものではないと把握しております。

西沢委員

そこらあたりをはっきりしておいたほうが、例えばそこから借金を返せと言われたら生活ができませんよね。だからこそ、逆に言ったらそれはそういう借金に回すものではありませんよというのを打ち出したほうがいいのか。そうでないとやっていけませんからね。

それと、返済というのは当然借入れですけれども、返済計画はあるんですか。

蛭原保健福祉政策課長

生活福祉資金の返済についての御質問を頂きました。

緊急小口資金と総合支援資金の二つの貸付金があるのですけれども、その貸付金の返済期日につきましては、今のところ償還の猶予が掛かっています。

この度、これが来年度の4月から償還が新たに開始というふうな形だったのですが、それも12月末まで猶予期間が延長されています。

もう1点は、そのときに生活が困窮していて住民税の非課税世帯に当たる方については、償還免除というふうな制度もございます。

西沢委員

分かりました。

そんな急にコロナが収まったからって、家庭の資金がすぐにうまくいくというのは考えられませんからね。それはちゃんと見てからでないと、それも猶予してくれるようなことを十分に考えなければいけないと思います。

それと、この貸付不承認の状況の中で、一番最後の決定後行方不明等によるものを書いてあります。まず、貸付けは承認しているのでしょうか。決定後だから承認はしているわけですね。承認していて行方不明だから渡せないと、だから何か不承認の中にはめるのかなと一瞬そう思ったのです。

蛸原保健福祉政策課長

西沢委員から、行方不明を不承認に入れるのかどうかですけれど、一旦承認決定してから通知を行うのですが、行方不明で連絡が取れずどうしようもないという形になったら、こういう不承認に切り換えてという形になると思います。ですので、基本的には最終的な決定としては不承認というふうな整理をさせていただいておるところでございます。

西沢委員

入れているのだったらそれでいいです。ただ、これで思ったのですけれども、最初に言っていたのは、申請してから決定するまでの期間、もらうまでの期間が長すぎてなかなかその間の生活が苦しい、それでそのままいなくなってしまうということが考えられるのですよね。

ここで、令和2年度の場合は182名と、段々減ってきていますけれども、この申請してからもらうまでの間というのはどうなっているのですか。

蛸原保健福祉政策課長

先ほど申し上げましたけれど、緊急小口資金と総合支援資金、2種類の貸付金がございます。それで、緊急小口資金というのは、名前の上にも緊急と付いている部分がありまして、まずは生活自体が悪くならないように速やかに貸し付けるような意味合いもございます。

通常だったら申請から6営業日内には貸付けを行う。それでもその人の生活自体が非常に厳しい場合には、申請日から翌々日までにその人にお金が届くような形で貸付けをするというふうに国のQ&Aにも出ております。こういう形で、まず緊急小口資金を借りられて生活自体を続けていく。

あと、総合支援資金については、3か月間貸し付けていくような形になるのですけれど、その間の生活費という形で見ますので、総合支援資金についてはちょっと申請からの時間は掛かってしまう。その間は緊急小口でというふうな形で運用しているのが現状でございます。

西沢委員

実は、前もちょっと言ったかな、もう20年近く前に親御さんと子供さんだったかな、部屋で餓死した事件がありまして、そのときにお金を緊急に貸し付けたらどうにかなったのではないかと。そして、後から今回のようにゆっくりと、ちゃんと生活できるかどうかの判断をしていくということをやったらどうかと言って、その事件があったすぐに私も県のほうにお願いしたのですよね。

そうしたら、夜中であろうと土日であろうと関係なしに、緊急的に貸し付けるのだから

ら、金額は大きくないからまずちょっと貸し付けて日延べしておいて、それからちゃんと対策を練るということをやったらどうかということをお願いしたのですよね。すぐにやっていただきまして、それから1, 2か月の間に国のほうもそれを決めましたけれど、やっぱりそれは今でも生きていると思うのですけれども、どうなのですか。緊急貸付けというものは、コロナでなくても以前からあったのではないですか。それも土日とか夜とか関係なしに緊急的に幾らか貸し付けると。あれはなくなったのですか。

蛭原保健福祉政策課長

そういう緊急的に貸し付けるものについては、現在把握しておるものがないので、生活福祉資金は社協が貸付主体になりますので、またよく聞いてみて、どういう状況かというのを確認させていただければと思います。よろしくお願いします。

西沢委員

確かに、緊急でも1日、2日であって、そのときに必要だと。餓死したのですから、餓死する状態であれば本当に1日、2日ではなくてそのときに渡さなければいけない、そういう事態だったわけです。

だからこそ、土日とか夜とか関係なしに、まず本当に緊急的に貸し付ける制度を作ってと県に言ったのです。そのときに、県にやってもらったし、国のほうもその制度をすぐ作ったはずです。それが生きているのではないかと思うのですけれども、今回のコロナですよね。でも、それ以前にコロナは関係なく一般的な話の中で、そういう緊急貸付けがいつでも24時間体制でできる体制があると思うのです。ちょっとまた調べてください。残っていると思うのですけれどもね、終わります。

達田委員

予定しておりましたHPVワクチンのキャッチアップ接種につきましては、詳しいお尋ねがありましたので省略させていただきます。

今お尋ねがありました生活困窮者自立支援金ですけれども、いろいろ緊急小口から全て借りて、なお生活に困窮している方というのがどれぐらいいらっしゃるのか。この予算規模というのは何人ぐらいを想定しているのでしょうか。

金丸国保・自立支援課長

達田委員から、生活困窮者自立支援金についての御質問でございます。

この事業につきましては、既に生活福祉資金貸付制度におけます総合支援資金の再借受が終了するなどによりまして、特例貸付を利用できない世帯が存在しているという状況を踏まえまして、こうした世帯に対する給付事業といたしまして、国において創設されたものでございます。

県におきましては、福祉事務所を設置しております8市を除きます16町村にお住まいの方を対象として支給事務を実施しているところでございまして、6月議会では4,000万円の補正予算をお認めいただき、7月から申請の受付を開始しているという状況でございます。

このような状況の中、去る11月19日に閣議決定されました国の経済対策の中で、この支援金事業について大きく3点の制度拡充がなされたところでございます。

具体的に申しますと、申請受付期間が本年11月末までであったものが来年の3月末まで延長された。2点目といたしまして、従来対象世帯が総合支援資金の再借受が終了した世帯であったものが、総合支援資金の再貸付の申請受付が本年12月末までとなりましたことに伴いまして、来年1月以降は総合支援資金の初回の借受け終了世帯が自立支援金の対象に追加されたこと。3点目といたしまして、過去に自立支援金の給付を受けた方のうち自立への移行が困難な方に対しましては、支援金の再支給を行うことが可能となるなどの措置が講じられたという状況でございます。

こうしたことを受けまして、御質問の対象者の見込みにつきまして改めて算出いたしましたところ、まず再支給の対象者といたしましては、本年11月末までに総合支援資金の再借受が終了した方が約160名おられます。次に、総合支援資金の初回の借受けを終えられた方といたしまして、本年9月末時点で再貸付けを受けた方を除きますと、こちらが約260名おられます。これに加えまして、来年3月末までの初回借受の終了世帯として約140名を見込んでいるところでございまして、この初回借受の終了した方につきましては、合わせて約400名と試算してございます。対象者全体といたしましては、再借受が終了した方と初回借受の終了、これは見込み者も合わせまして約560名と見込んでいるところでございます。

このうち5割程度の方から申請があると想定いたしまして、所要額としては6,900万円と積算してございます。このうち6月補正予算で計上した額を差し引きいたしまして、3,100万円というのが今後必要になるだろうと考えているところでございます。また、申請受付期間が来年の3月末まで延長されたことに伴いまして、支給期間が最長で来年6月までとなることを踏まえまして、この3,100万円の残りの支給期間で^{あん}按分し、今年度の所要額としては1,800万円ということで、この度、補正予算案としてお願いをしているところでございます。

達田委員

いろいろ貸付けを受けて生活が向上してきた方はいいのですけれども、コロナ禍でなかなか見通しが立たないという方もまだまだいらっしゃると思うのです。これらの方々にこういう制度の周知というのはどのようにされているのでしょうか。

金丸国保・自立支援課長

ただいま達田委員から、この支援事業に係ります周知につきましての御質問でございます。

これまで県におきましては、この対象者となる方への周知につきまして、県のホームページによります周知はもとより、県社会福祉協議会との連携の下、再貸付を終了した方、また不承認となった方に対しまして制度のリーフレットの送付でございまして、また対象者に個別に申請書や申請の手引等を送付するという取組を行っているところでございます。

この度の制度改正によりまして、来年の1月以降につきましては、また新たに支援金の

対象となります方、これまでは再貸付が終了した方というところでございましたけれども、緊急小口資金それから総合支援資金の初回の貸付けが終了した世帯、こういった方も対象になるというところもございますので、改めて申請書でございますとか申請の手引といったものを個別にお送りするなどいたしまして、支給対象者にその情報が確実に届くように取り組んでまいりたいと考えてございます。

達田委員

先ほどお尋ねがありました貸付不承認の状況の中で、生活保護利用予定等によるもののというのが幾つかあるわけなのですけれども、これらは貸付金の申請受付をするかどうかというような状況の中で、こちらのほうがどうでしょうかということでお話をされて生活保護のほうに行きましようかということになったのか。それとも、申請者が別に生活保護を申請していたのだけれども、こちらのほうも申請してきたということなのか、どういう状況なのか教えていただけますか。

蛭原保健福祉政策課長

生活保護を利用予定等によるものの状況についての御確認がございました。

これにつきましては、生活保護を申請していて審査中の方ということになります。この状況につきましては、審査中だという申告が御本人からなされたという場合もあります。生活保護の関係等は当然、自立支援機関と連携し情報の共有を図っております。その情報共有というの、貸付申込書に関係機関と情報共有を図ってよいということに同意を頂くような様式になっておりますので、その上で情報交換をしております。情報交換した際に、自立支援機関からこの人は生活保護を受ける予定で、見込みというのでも考慮させていただいております。ただ、当然、委員がおっしゃるように生活保護の審査期間というのがあると思いますので、そういうときは急にお金が必要のような人もいると思うのです。そういう人については、緊急小口資金の10万円を手配して、その人の生活が困らないような、そういう運用にしておると社協からは伺っております。

達田委員

この件数が233、99、80とかありますけれども、この全ての数字の方が生活保護の受給に至ったということではないのです。中には受給されている方もいらっしゃると思うのですけれども、全員が受給できたというわけではないということですか。

蛭原保健福祉政策課長

これにつきましては、当然、生活保護を受けておる人の申請というのでも若干あります。受けておるのに申請に来たという方もおられます。

それで、生活保護の申請の結果待ちで、申請の結果が駄目となった場合は福祉資金はどうかというのにすぐ切り換えて、それで審査を始めるといような運用を社協では行っておるというふうに聞いております。

達田委員

様々な制度を利用して、その方が本当に安心して暮らせるような状況に持っていくということが大事だと思いますけれども、自立支援のほうと連携して、その方にとってどちらがいいのかということで相談しなければいけない。そういうことで難しい面もあると思いますけれども、十分温かい対応をしていただけるように是非お願いしたいと思います。

それから、先ほど虚偽の申請とか暴言・粗暴行為とかがあります。本当に窓口の方は大変な思いをされて、この前紹介いたしました西日本の社協の方のアンケートによりまして、精神的な負担というのがものすごく大きいということで、心を病んだ方もいらっしゃるというようなことで、大変なお仕事をされていると思うのです。

そういう中で、社協の人員を増やすとか、そういう対応をしていかなければいけないのではないかとこの前にも申し上げたのですけれども、この数字を見ますと、必要なのではないかなと思うのです。そういう方向では行っているのでしょうか。

蛭原保健福祉政策課長

前の委員会でも達田委員にお答えさせていただいたところですけど、生活福祉資金、国から拠出される原資ですね、その中には事務費が含まれております。

それで、各市町村社協の人件費、それから部屋の借り上げ代とか、そういうものが含まれておるということで、実際に県社協では市町村社協の状況を、委員がおっしゃるように人の話とかをよくお聞きした上で、よく相談した上で人が必要という場合は、その事務費から人を雇うお金を拠出したりというふうな形を取っております。

直近では、ある1町なのですけれど、余りにも人が少ないということで、事務費を追加で拠出したと社協からは伺っておるところでございます。

達田委員

これはコロナということである制度なのですけれども、コロナ禍がいつまで続くか分からないという状況の中ですので、すぐに打ち切られるものかどうか分かりません。来年、再来年と続くかも分からない中で、持続して相談活動をきちんと丁寧に応対できるという、そして相談に行かれる方が生活を安心してできるというような方向で取り組んでいただけたらと思いますので、この点をよろしく願いいたします。

それと、福祉灯油購入費助成というのがありますけれども、これについては市町村が行うものに対して補助をするのでしょうか。全ての市町村がするという予定が今あるのでしょうか。ちょっとその点を詳しく教えていただけたらと思います。

金丸国保・自立支援課長

福祉灯油購入費助成事業についての御質問でございます。

原油価格の急激な高騰が現在起こっているところでございまして、国民の生活に著しい影響を及ぼしているという状況を踏まえて、去る11月19日、閣議決定をされました国の経済対策の中で、地方公共団体が実施します生活困窮者向けの灯油購入費の助成に対しまして特別交付税措置を適用するとの方針が示されたところでございます。

本県におきましても、冬季になりますと暖房用の燃料といたしまして灯油の使用量も増加し、家計にも大きな影響を及ぼすということが想定をされますことから、生活に困窮さ

れる世帯を対象といたしました緊急対策といたしまして、市町村に実施主体を担っていた上で、1世帯当たり上限2,000円を県と市町村とでそれぞれ2分の1ずつ負担いたしまして、灯油購入費の一部として助成することにより低所得世帯の経済的負担の軽減を図ってまいりたいと考えているところでございます。

全ての市町村が実施をするのかという御質問でございますけれども、今回の経済対策におきましては、地方公共団体が実施する生活困窮者に対する灯油購入費の助成に対して国が財政的措置を行うということを踏まえまして、対象世帯といたしましては原則として低所得世帯と生活に困窮されている方を想定しているところでございまして、市町村民税非課税世帯の状況を把握しておられる市町村を実施主体とさせていただいた上で、対象範囲につきましては各市町村の判断で設定していただきたいと考えているところでございます。

今回、この事業を検討していくに当たりまして、県が仮にこの助成事業を実施した場合に、各市町村においても事業を実施するか否かの問合せをいたしております。これまでに17の自治体から実施する方向であると回答を頂いているところでございまして、この事業予算をお認めいただいた際には、改めて全市町村に本助成事業の概要をお知らせいたしますとともに、事業実施の有無についても確認させていただこうと考えております。

達田委員

灯油の補助金ということで、非常に温かい制度と思います。

それで今、全国的な状況はどうなのか。そしてもう1点は、この1世帯当たり2,000円以内ということなのですかけれども、この金額の根拠というのはどういうふうになっているのでしょうか。

金丸国保・自立支援課長

達田委員から、灯油事業に係ります全国の状況と1世帯当たりの助成額の単価2,000円についての御質問でございます。

まず、全国の状況でございますが、今回の経済対策を受けまして、灯油購入費の助成を実施する都道府県につきましては現在検討中の自治体もあろうかと考えておりまして、その全体は今の時点では我々でも把握できていない状況でございます。

ただ、マスコミとかの報道によりまして公表されている情報といたしましては、北海道、岩手県、新潟県、鳥取県で助成事業を実施するということを確認しているところでございます。

次に、単価2,000円の根拠でございますけれども、資源エネルギー庁の石油製品価格調査によりますと、令和2年12月から令和3年3月におけます灯油の店頭販売価格に対しまして、本年11月の本県におけます販売価格は約1.4倍に上がっている状況でございまして、1リットル当たりに換算しますと28円の価格上昇となっている状況でございます。これに総務省の家計調査を基にいたしまして、本県におけます12月から3月までの灯油の使用量を1世帯当たり約50リットルと試算いたしまして、価格上昇分によります1世帯当たりの負担増相当額として2,000円を助成するという設定をさせていただいたところでございます。

達田委員

全国的に見ればまだ少数なほうということで、徳島県が斬新な制度を取り入れたということだと思うのです。ただ、灯油の値上がりにつきましては、昨年に比べても非常に値上がりしてきたということで、これは私の調べなのですけれども、昨年12月7日現在、それから今年の12月6日現在というのを比べますと、18リットル当たりですけれども、昨年1,484円だったのが2,049円と565円値上げがあつて、そして38パーセントほど値上げされている。これは現状を調べたのですけれども、こういう状況なので、多分その1世帯当たりの使用量とかいうのも世帯全体で割っているのではないかなと思うのです。世帯全体の数です。

それで、世帯で言いますと、灯油を使っている家、それから電気だけ使っている家といういろいろありますので、世帯全体で割るとどうしても少なくなると思うのです。

実は、一人当たりの使用量というのもあるのですけれども、国が出している分ですが、これも一人当たりだから人口で割っているのですよね。人口で割っているからどうしても使用量が少なくなってしまう。ですから、この金額で言いますと、灯油だけで暖房しているという家はもっと費用が掛かっていると思います。

ですから、この2,000円というのをもうちょっと上げていく必要があるのではないかなと思うのですけれども、これについてはいかがでしょうか。

金丸国保・自立支援課長

達田委員から、単価設定についての御質問でございます。

先ほども申しました本県の今回の単価につきましては、資源エネルギー庁の石油製品価格調査でございますとか、総務省の家計調査を基に算出をいたしまして2,000円と設定させていただいたところでございます。

先ほど申しました他県、新潟でございますとか岩手でも同様の事業を実施するということでございます。そこの単価設定の状況を本県の試算と同様に勘案してみますと、岩手県では助成額を5,000円と設定されるとお伺いをしておりまして、それに対して予想する影響額といたしましては1万1,000円、新潟県につきましては補助額を1世帯当たり2,500円と設定されるとお伺いしておりますが、予想される影響額としては4,000円というところでございまして、本県の2,000円という単価につきましては決して低い状況ではないと考えてございます。

達田委員

経済産業省資源エネルギー庁の資料で調べてみたのですけれども、一人世帯の場合で負担増額が963円ということになったのです。ですから、先ほど言いましたように、灯油だけで暮らしているという世帯は、全ての家がそうではないと思いますので、この金額につきましてはもうちょっと考慮する必要があるのではないかなということを申し上げます。

こういう制度が全国に先駆けて創られたということは大いに評価しておりますので、充実させていただけるようお願いしておきたいと思います。

それと最後なのですけれども、社会福祉施設等への衛生用品等々の購入の支援というの

があります。これは対象となる施設、介護であるとか障がい者施設であるとか、どういうところに何箇所にいっているのか。それから、1施設当たりの上限額というのが決まっているのかをお尋ねいたします。

川人長寿いきがい課長

ただいま達田委員から、介護事業所におけます衛生用品等の購入支援についての御質問でございます。

介護事業所におけます新型コロナウイルスへの感染防止対策につきましては、本年4月サービス提供分から9月サービス提供分につきまして、介護報酬に0.1パーセントの特例加算が設けられていたというところでございます。

10月以降も感染防止対策を継続的に実施できるようにということで、今回10月から12月分までの間におけます衛生用品の購入費用に対する助成ということで、国の地域医療介護総合確保基金、こちらの新たなメニューとして追加がなされたところでございまして、今回、介護サービス事業所で言いますと、4月から9月サービス提供分までございました特例加算、この基本報酬の0.1パーセント特例を受けていた全てのサービス事業所を対象として今回の助成を行うことを考えております。

それと、補助の上限額につきましても、サービス別でありますとか事業規模別に国におきまして補助の上限額が設定されております。

主な例といたしましては、平均的な規模とされております定員70人以上89人以下の特別養護老人ホームにおきましては6万円、それから通所介護の事業所で通常規模型と呼ばれます事業所で1万円、訪問介護の事業所で訪問回数が2,001回を超える場合には2万円などとなっているところでございます。

達田委員

コロナで普通だったら余り必要がなかった費用が掛かってしまうということで、特に小さな小規模の施設なんかでも必要なものは必要ということでお困りになっているというような話もお聞きいたしました。

この制度が施設の衛生向上のために十分に役立っていただきたいと思いますので、これは本当にいつまで続くか分かりませんが、十分に配慮していただいて、そしてコロナ禍が続く限りこういう制度を続けていただきたいと思いますので、要望して終わります。

大塚委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、保健福祉部関係の調査を終わります。

これをもって、文教厚生委員会を閉会いたします。（12時22分）